

茨城教育研究所通信

第30号 2019年9月1日
発行 茨城教育研究所
〒310-0853 水戸市平須町 1-93
(茨城県高等学校教職員組合内)
TEL 029-305-3075 Fax 029-305-3137

立憲主義を学校に根づかせよう

「元号」と「教育勅語」を読み解く

昨年（2018年）は明治150年にあたるということで、祝賀ムードを高めていこうと、安倍政権による官民挙げての一大キャンペーンが推進されました（盛り上がりは今ひとつ）。今年は、天皇代替わり儀式と改元を通じて、「美しい国日本」を打ち出し、「個人より国家」を人びとに刷り込み立憲主義を掘り崩して、悲願の「憲法改正」を実現しようとしています。

私たちは一人ひとりの子どもたちの人権を尊重し、学校で多様性が大切にされるようになることを願い、この通信を作成しました。

「第1部 改元と天皇代替わりの政治利用」では、君主が人びとの時間をも支配するために中国で創出された「元号」と政権の意向で決定された「令和」を読み解きます。

「第2部 教育勅語の「徳目」は現代に通じる普遍性をもつか」では、2018年10月20日に文部大臣に就任した柴山昌彦が定例記者会見で「教育勅語には普遍性を持っている部分が見て取れる」と述べたことについての詳細な反論です。、教育勅語が含意する政治的主張と道徳的意味を明らかに、教育勅語が現代に通ずる普遍性を持つものではないことを立証しています。

第1部 改元と天皇代替わりの政治利用

茨城県歴教協副会長 高橋 裕文 …… p.2

第2部 教育勅語の「徳目」は現代に通じる普遍性をもつか

元茨城県立高校教諭 村田 有 …… p. 6

- I 教育勅語を擁護する発言は何に基づくのか
- II もっとも普及している「国民道徳協会訳」
- III 「一旦緩急アレバ義勇公ニ奉シ」だけが問題なのか
- IV 「十二の徳目」の検討